(七)　日本語教育の実施状況に関する評価等

認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならないものとした。（第八条関係）

(八)　定期報告

認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣に報告しなければならないものとし、文部科学大臣は、当該報告を受けたときは、それを取りまとめ、その概要を公表するものとした。（第九条関係）

(九)　帳簿の備付け等

認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関の運営状況について、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとした。（第一〇条関係）

(一〇)　報告徴収

文部科学大臣は、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、認定日本語教育機関の設置者に対し、日本語教育の実施状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができるものとした。（第一一条関係）

(一一)　勧告及び命令

文部科学大臣は、認定日本語教育機関が認定の要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認定日本語教育機関の設置者に対して勧告することができるものとするとともに、認定日本語教育機関の設置者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとした。（第一二条関係）

(一二)　廃止の届出等

認定日本語教育機関の設置者は、当該認定日本語教育機関を廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その廃止しようとする日の六〇日前までに文部科学大臣に届け出なければならないものとし、廃止の届出に係る措置について所要の規定を設けることとした。（第一三条関係）

(一三)　認定の取消し

文部科学大臣による認定の取消しについて所要の規定を設けることとした。（第一四条関係）

(一四)　審議会等の意見の聴取等

(1)　文部科学大臣は、認定の基準を定めるときは、あらかじめ、法務大臣に協議するとともに、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとした。（第一五条第一項関係）

(2)　文部科学大臣は、認定をするとき若しくは認定を取り消すとき又は認定日本語教育機関の設置者に対して勧告をするとき若しくは命令をするときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとした。（第一五条第二項関係）

(一五)　関係行政機関の長との協力

文部科学大臣及び法務大臣その他の関係行政機関の長は、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するものとした。（第一六条関係）

3

(一)　認定日本語教育機関の教員の資格

(1)　登録日本語教員

日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下同じ。）を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができるものとし、当該登録の欠格事由等の所要の規定を設けることとした。（第一七条関係）

(2)　登録証

文部科学大臣は、(1)の登録をしたときは、登録を受けた者（以下「登録日本語教員」という。）に登録証を交付するものとし、登録証について所要の規定を設けることとした。（第一八条関係）

(3)　登録事項の変更の届出等

登録日本語教員による登録事項の変更の届出等について、所要の規定を設けることとした。（第一九条関係）

(4)　登録等の手数料

登録を受けようとする者又は登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないものとした。（第二〇条関係）

(5)　登録の取消し

文部科学大臣による登録の取消しについて所要の規定を設けることとした。（第二一条関係）

(二)　日本語教員試験

(1)　日本語教員試験の内容等

イ　日本語教員試験においては、基礎試験及び応用試験を行うものとし、基礎試験にあっては日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を有するかどうか、応用試験にあっては日本語教育を行うために必要な知識及び技能のうち応用に関するものを有するかどうかを判定するものとした。（第二二条第一項関係）

ロ　日本語教員試験は、毎年一回以上、文部科学大臣が行うものとした。（第二二条第二項関係）

(2)　試験の免除

文部科学大臣の登録を受けた者が実施する日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を習得させるための課程（以下「養成課程」という。）を修了した者等の基礎試験及び応用試験の免除について、所要の規定を設けることとした。（第二三条関係）

(3)　受験の停止等

文部科学大臣は、日本語教員試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその日本語教員試験を無効とすることができるものとした。（第二四条関係）

(4)　手数料

日本語教員試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないものとした。（第二五条関係）

(5)　文部科学省令への委任

その他日本語教員試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとした。（第二六条関係）

(三)　実践研修

(1)　実践研修は、認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得することを目的として、文部科学省令で定める科目について、文部科学大臣が行うものとした。（第二七条第一項関係）

(2)　実践研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないものとした。（第二七条第二項関係）

(3)　その他実践研修に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとした。（第二七条第三項関係）

(四)　指定試験機関

(1)　文部科学大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、日本語教員試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができるものとした。（第二八条第一項関係）

(2)　指定試験機関は、試験事務の実施に関し(二)の(3)に規定する文部科学大臣の職権を行うことができるものとした。（第二八条第二項関係）

(3)　文部科学大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとした。（第二八条第三項関係）

(4)　指定試験機関が試験事務を行う場合においては、指定試験機関が行う日本語教員試験を受けようとする者は、(二)の(4)の規定にかかわらず、政令で定める額の手数料を指定試験機関に納付しなければならないものとし、この場合において、納付された手数料は、指定試験機関の収入とすることとした。（第四四条関係）

(5)　その他指定試験機関について指定の要件等の所要の規定を設けることとした。（第二九条～第四三条関係）